

平成28年度 鏡野町放課後児童クラブ入所児童の募集について

平成28年度に放課後児童クラブの利用を希望される方は、以下の内容により入所の手続をお願いします。

1. 入所対象児童

町内の小学校に在籍（予定）し、保護者が労働等により昼間家庭にいない1年生から3年生の児童、又は健全育成上保護を要すると町長が認めた児童。

なお、定員に余裕があれば4年生以上の児童も受け入れます。（この場合の受入順は4年生から順次とします。）
※夏休み等限定の短期及び一時的な利用はできませんが、定員に余裕があれば、夏休みは6月から、冬休みは11月から、春休みは2月から申請書の受付を行います。

2. 放課後児童クラブ名、実施場所及び定員

放課後児童クラブ名	実施場所	定員
南学区放課後児童クラブ	鏡野町古川50番地	60
香々美学区放課後児童クラブ	鏡野町香々美82番地	10
大野学区放課後児童クラブ	鏡野町円宗寺825番地	25
鶴喜学区放課後児童クラブ	鏡野町下森原405番地	30
奥津学区放課後児童クラブ	鏡野町女原32番地8	15
富学区放課後児童クラブ	富西谷250番地	15

3. 入所申込及び決定 提出書類

- ① 利用申請書（申請書は、保健福祉課・各放課後児童クラブ・各保育園・幼稚園にあります。）
- ② 就労証明書（両親とも必要です）

受付期間・場所
平成27年12月1日（火）から平成27年12月28日（月）

鏡野町役場保健福祉課 平日 8時30分～17時15分
各放課後児童クラブ 平日 15時～18時
土曜日 7時30分～18時

入所の決定

平成28年1月下旬までに郵送で通知します。

4. 開所日及び開所時間

曜日	開所時間
平日（月～金曜日）	下校時から午後6時まで
土曜日及び長期休業日	午前7時30分から午後6時まで

5. 閉所日

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 12月29日から1月3日までの日
- (3) 8月13日から8月15日までの日
- (4) 台風等により小学校が朝から臨時休校となった場合
- (5) 午前6時30分までに警報が2つ以上発令されている土曜日・夏冬春休みの期間

6. 費用

内容	金額	徴収時期等
学童保育料	月額10,000円	毎月ごとに徴収させていただきます。 おやつ代、文具費等は利用料に含まれます。 ※保育料の日割り計算はできません。
学童保険料	年額3,800円	児童クラブ（傷害損害共済制度） （財）児童健全育成推進財団 賠償責任保険料200円（年度末に精算請求）
その他	実費	遠足等は実費を徴収させていただきます。

預金口座から振替納付も選択できます。

7. 利用の制限

- (1) 保護者が家庭で保育ができる状況になった場合
- (2) 伝染病感染症等で小学校に登校できない期間
- (3) 指導員の指導又は管理上の指示に従わない場合
- (4) 正当な理由がなく保育料を滞納した場合
- (5) その他管理運営上支障があると町長が認めるとき

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 子育て支援係
電話（0868）542-2986

高齢者等見守りSOS ネットワーク事業を 始めました

鏡野町では、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、様々な取り組みを行っています。

その中で、高齢者等の行方が分からなくなった場合、各機関や地域の人などが協力し、できるだけ早くご家族の元に帰ることができるよう、高齢者等見守りSOSネットワーク事業を始めました。

「事前登録制度をご利用ください」

行方不明になる可能性のある方の名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録していただくことで、実際に行方不明となられた場合の早期発見や、保護された時の身元確認に役立てます。

「高齢者等見守りSOS ネットワーク事業に協力いただける事業所を募集します」

高齢者等が行方不明となった場合、家族等の了解のあった範囲で情報を公開します。協力依頼を受けた事業所等は、通常の業務の中で本人を見かけた場合、警察に連絡をお願いします。具体的な捜索活動を依頼するものではなく、可能な範囲での協力、情報提供となります。

多くの事業所にご協力いただくことでネットワークが広がり、捜索や早期発見の大きな手助けとなります。

事前登録、協力事業所の登録の用紙は、鏡野町役場保健福祉課にあります。また、ホームページからもダウンロードできます。

お問い合わせ先

鏡野町保健福祉課 介護保険係
電話（0868）542-2986

